務規程設定認可申請書に当該認可に係るエネルギー管理講習業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（エネルギー管理講習業務規程の変更の認可の申請）

第七条　指定講習機関は、法第七十二条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第五のエネルギー管理講習業務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（エネルギー管理講習業務規程の記載事項）

第八条　法第七十二条第二項のエネルギー管理講習業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

（報告）

第九条　［略］

（帳簿）

第十条　法第七十八条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

2　指定講習機関は、法第七十八条第二項の規定により帳簿を保存するときは、講習の業務を廃止するまで保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第十一条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第七十八条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　［略］

は、様式第四のエネルギー管理講習業務規程設定認可申請書に当該認可に係るエネルギー管理講習業務規程を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（エネルギー管理講習業務規程の変更の認可の申請）

第七条　指定講習機関は、法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第一項後段の規定による変更の認可を受けようとするときは、様式第五のエネルギー管理講習業務規程変更認可申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（エネルギー管理講習業務規程の記載事項）

第八条　法第三十六条第二項において準用する法第二十四条第二項のエネルギー管理講習業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

（報告）

第九条　［略］

（帳簿）

第十条　法第三十六条第二項において準用する法第三十三条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六　［略］

2　指定講習機関は、法第三十六条第二項において準用する法第三十三条第二項の規定により帳簿を保存するときは、講習の業務を廃止するまで保存しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第十一条　前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第三十六条第二項において準用する法第三十三条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　［略］

（エネルギー管理講習の業務の休廃止の届出等）

第十二条　指定講習機関は、法第七十三条の規定による届出をしようとするときは、様式第七のエネルギー管理講習業務休止（廃止）届出書に、休止し、又は廃止したエネルギー管理講習の業務に係る帳簿の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第七十三条の経済産業省令で定める期間は、十五日とする。

（公示）

第十三条　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第九条第一項第一号の指定をしたとき。	一～四　［略］
法第七十七条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］
法第七十三条の規定による届出があったとき。	一～四　［略］

（エネルギー管理講習の業務の休廃止の届出等）

第十二条　指定講習機関は、法第三十七条の規定による届出をしようとするときは、様式第七のエネルギー管理講習業務休止（廃止）届出書に、休止し、又は廃止したエネルギー管理講習の業務に係る帳簿の写しを添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第三十七条の経済産業省令で定める期間は、十五日とする。

（公示）

第十三条　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を官報に公示しなければならない。

法第十三条第一項第一号（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の指定をしたとき。	一～四　［略］
法第三十六条第二項において準用する法第三十二条の規定により指定を取り消したとき、又は同条第二項の規定によりエネルギー管理講習の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一～三　［略］
法第三十七条の規定による届出があったとき。	一～四　［略］

備考　表中［　］の記載は注記である。